

平成 28 年

三重県議会定例会会議録

(12 月 7 日)
(第 29 号)

第 29 号
12 月 7 日

平成28年

三重県議会定例会会議録

第 29 号

○平成28年12月7日（水曜日）

議事日程（第29号）

平成28年12月7日（水）午後4時開議

第 1 意見書案第18号

〔討論、採決〕

会議に付した事件

日程追加 決議案第5号

日程第1 意見書案第18号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 内	道 明
5	番	山 本	里 香
6	番	岡 野	恵 美
7	番	倉 本	崇 弘
8	番	稲 森	稔 尚
9	番	下 野	幸 助
10	番	田 中	智 也

11	番	藤	根	正	典
12	番	小	島	智	子
13	番	彦	坂	公	之
14	番	濱	井	初	男
16	番	木	津	直	樹
17	番	田	中	祐	治
18	番	野	口		正
19	番	石	田	成	生
20	番	中	村	欣	一郎
21	番	大	久保	孝	栄
22	番	東			豊
23	番	津	村		衛
24	番	杉	本	熊	野
25	番	藤	田	宜	三
26	番	後	藤	健	一
27	番	北	川	裕	之
28	番	村	林		聡
29	番	小	林	正	人
30	番	服	部	富	男
31	番	津	田	健	児
32	番	中	嶋	年	規
33	番	奥	野	英	介
34	番	今	井	智	広
35	番	長	田	隆	尚
36	番	舘		直	人
37	番	日	沖	正	信
38	番	前	田	剛	志
39	番	舟	橋	裕	幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	水 谷	隆
47	番	山 本	勝
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
欠席議員 1名			
15	番	吉 川	新
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田	圭 司
書 記 (事務局次長)	原 田	孝 夫
書 記 (議事課長)	梶 屋	眞
書 記 (企画法務課長)	佐々木	俊 之
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課主幹)	川 北	裕 美
書 記 (議事課主査)	黒 川	恭 子

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	渡 邊	信一郎
危機管理統括監	稲 垣	清 文

午後4時59分開議

開 議

- 議長（中村進一） 本日は休会の日ではありますが、議事の都合により、会議規則第6条第4項の規定に基づき、会議を開きます。

会議時間の延長

- 議長（中村進一） この際、会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により午後7時まで延長いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中村進一） 御異議なしと認め、本日の会議時間は午後7時まで延長することに決定いたしました。

〔21番 大久保孝栄議員発言を求める〕

- 議長（中村進一） 大久保議員。

- 21番（大久保孝栄） 議長不信任案について、動議を提出いたします。

〔「賛成」「程度の悪いことやめろ」「何言っとんのや」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中村進一） ただいまの動議は所定の賛成者がありますので、成立いたしました。

休 憩

- 議長（中村進一） 議事整理のため、暫時休憩いたします。

午後5時1分休憩

午後6時49分開議

開 議

○議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会 議 時 間 の 延 長

○議長（中村進一） この際、会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により午後12時まで延長いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、本日の会議時間は午後12時まで延長することに決定いたしました。

休 憩

○議長（中村進一） 暫時休憩いたします。

午後6時49分休憩

午後8時50分開議

開 議

○副議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

○副議長（日沖正信） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

決議案第5号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第18号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、説明のための出席要求につきましては、お手元に配付の名簿のとおり出席を求めました。

以上で報告を終わります。

決議案第5号

三重県議会中村進一議長に対する不信任決議案
上記提出する。

平成28年12月7日

提 出 者

大久保 孝 栄
東 豊

三重県議会中村進一議長に対する不信任決議案

中村進一議長は、三重県民の利益に直接、今、関係するとは思われない意見書の提出に対して、予定のなかった本会議を開催するに当たり、議会の総意をまとめる立場にあるにもかかわらず、少数会派の意向を確認することなく、拙速に本会議を開催するという議事運営を行っている。かかる議事運営を行う議長を信任することができない。

以上、決議する。

平成 年 月 日

三 重 県 議 会

意見書案第18号

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案について慎重な審議を求める意見書案
上記提出する。

平成28年12月5日

提 出 者

岡 野 恵 美
倉 本 崇 弘

稲 森 稔 尚
藤 田 宜 三
北 川 裕 之
三 谷 哲 央

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案について慎重な審議を求める意見書案

現在、国会において、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案についての審議が行われている。

この法律案は、カジノ施設のほか、会議場施設、レクリエーション施設、展示施設など観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となる「特定複合観光施設（IR）」を設置することができる区域の整備を推進するものであるが、カジノ施設の設置の解禁については、様々な課題が指摘されている。

衆議院内閣委員会における同法律案に対する質疑においては、カジノを賭博罪の例外として認めるに足りる公益性があるか、いわゆるギャンブル依存症となる者が増加しないか、犯罪の増加などにより社会的コストが増大しないか、などの課題が指摘されたところである。

同法律案は、特定複合観光施設区域の整備についての検討を義務付けるにとどまり、カジノ施設の設置を直ちに解禁するものではないが、カジノ施設の設置を解禁する法制上の措置を予定していることから、同法律案の審議に当たっては、カジノをめぐる諸課題についても十分に議論を尽くし、国民的な理解を得ることが重要である。

よって、本県議会は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案について慎重な審議が行われるよう、強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中村進一

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官

日程追加・決議案審議

○副議長（日沖正信） この際、申し上げます。

決議案第5号三重県議会中村進一議長に対する不信任決議案を、会議規則第18条第1項の規定により日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（日沖正信） 御異議なしと認め、本件は、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○副議長（日沖正信） これより採決に入ります。

決議案第5号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔「こんなことして恥ずかしくないんか」「考えろ」「静かにせい」

「県民に恥ずかしくないんですか」と呼ぶ者あり〕

〔賛成者起立〕

○副議長（日沖正信） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

休 憩

○副議長（日沖正信） 着席のまま、暫時休憩いたします。

午後8時53分休憩

午後 8 時54分開議

開 議

○議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

意 見 書 案 審 議

○議長（中村進一） 日程第 1、意見書案第18号特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案について慎重な審議を求める意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（中村進一） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。31番 津田健児議員。

〔31番 津田健児議員登壇〕

○31番（津田健児） 自民党の津田健児です。

このたび議会に提出されました意見書案第18号に反対の立場から討論させていただきます。

現在、国会において特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案についての審議が行われています。この法律案は、レクリエーション施設のほか、会議場施設、カジノ施設、展示施設など、観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となる特定複合観光施設（IR）を設置することができる区域の整備を推進し、海外誘客拡大等の成長戦略の一環とされている。一方

で、カジノを賭博罪の例外として認められる公益性があるか、社会的コストが増大しないかなどの課題が指摘されている。

同法案は、特定複合観光施設区域の整備についての計画推進を義務づけるにとどまり、必ずしもカジノ施設の設置を直ちに解禁するものではないと考えるところです。

同法案第5条では、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後1年以内を目途として講じなければならないとされているところであり、その検討に当たっては、カジノをめぐる諸課題についても、法施行後、国会において十分に議論を尽くし、国民的な理解を得ることが重要である。

よって、法施行後、国会において十分な議論を尽くしていただき、国民的な理解を得られるよう要望し、県議会においては拙速にこの意見書の可否を短時間で決めるものではないと考えます。

以上のことから、議員各位におかれましては、どうか県下の状況を御理解していただき、この意見書案に反対していただくようお願い申し上げ、討論を終わります。（拍手）

○議長（中村進一） 40番 三谷哲央議員。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） お疲れのところ申しわけございません。新政みえの三谷哲央でございます。

今議会上に上程されております、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案について慎重な審議を求める意見書案に賛成の立場で討論に参加させていただきたいと、こう思います。

この法律案は、御承知のとおり、議員立法であります。議員間の合意の前提として、委員会での閣僚の出席のもとでの審議、また参考人の招致、また公聴会の開催等々が合意をされておりましたが、これらのことが一切行われずに、委員長の職権で委員会が開かれ、わずか5時間33分の審議の後、強行採決とされ、衆議院は可決、そして、参議院に送られました。

一部の方々からは、採決にひた走る国会議員の姿を見て、もう既にこの

方々はギャンブル依存症にかかっているのではないか、そのような指摘もあるところでございまして、到底容認ができるような状況ではないということでもあります。

それから、もう1点、多くの国民はこの法律案に大きな不安と疑問を覚えております。例えば、先ほど申し上げましたようなギャンブル依存症の方々が増えるのではないか、また、暴力団等のマネーロンダリングの温床になるのではないか、さらには、そもそもこの法律案が地域の活性化に本当に資するのか。今、2000万人を超える外国の方々が日本に來られておりますが、その人たちが日本にカジノを求めて來られているのかどうか。かえってカジノのない日本の文化だとか、伝統だとか、風土だとか、様々なそういう新しい魅力を求めて來られているのではないか。そのあたりところの議論がほとんどないまま、国会において、国民の不安や疑問を解消することなく進んでいる。この現状は、国権の最高機関たる国会が本来の果たすべき役割を放棄している、そのように断じて間違いないのではないかと、こう思っております。

意見書は、地方議会が国に対して物申す大変大事な権利でございます。三重県議会の良識と常識、これをしっかりと結集して、もっと慎重な、もっと丁寧な国会議論をぜひ進めていただきたい、展開していただきたい、そのような意見書をここで可決して国に物申す、これこそが三重県議会の本来あるべき姿だと、こう思っておりますので、どうかこの意見書案に皆様方の御賛同を心からお願い申し上げまして、賛成討論にかえさせていただきます。よろしくお祈りいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村進一） 6番 岡野恵美議員。

〔6番 岡野恵美議員登壇〕

○6番（岡野恵美） 日本共産党は、衆議院でカジノ解禁推進法案を強行採決したことに断固抗議いたします。

この法案は、特定複合観光施設の整備をうたいますが、本質は、日本で禁じている民間賭博イコールカジノを解禁するものです。犯罪の賭博で経済対

策というのは、人の不幸の上の成長戦略と言うべきものです。

また、初めからギャンブル依存症対策が必要だと言われる中で、そのカジノの収益で依存症対策をしようというのは、新たな患者を増やす非常識極まりないものと言わざるを得ません。

国民にほとんど知らされないまま、衆議院内閣委員会でたった5時間33分の審議で、世論調査でもカジノ解禁反対は5割を超えている中で採決を強行したことは、将来に禍根を残すものです。

したがって、参議院の審査においては、慎重の上にも慎重を期して、十分に審議されるよう要望し、意見書案第18号に賛成の討論といたします。(拍手)

○議長(中村進一) 8番 稲森稔尚議員。

[8番 稲森稔尚議員登壇]

○8番(稲森稔尚) 意見書案第18号に賛成の立場から討論を行います。

この意見書案の提案をめぐっては、この三重県議会の歴史の中で大きな汚点を残すような暴挙が行われました。品格のかけらもない理不尽な議長の不信任という、こういう暴挙を何とか食いとめることができたことは本当によかったというふうに思いますが、今後、自分たちの政策とは関係ないところでこの議会をおもちゃにされるということは、私は、これは県民のために決してならないということを、ぜひ今日1日を通じて学んでいただきたいというふうに強くお願いしておきたいと思います。

カジノを含む特定複合観光施設を推進するためのいわゆるカジノ解禁推進法案に慎重審議を求めるものになっております。

2016年6月に、日本世論調査会の世論調査では、国内のカジノ設置に反対する人が65%に上り、賛成の30%を大きく上回っているほか、政権与党内でも賛否が分かれるなど、多くの国民や与党の国会議員の中にも不安と懸念を強く残しています。

刑法が禁じる賭博罪の例外をつくることの是非や、500万人とも言われるギャンブル依存症や多重債務者の発生の問題、反社会勢力の関与、地域環境

や国民生活への悪影響など、不安と疑問が解消されたとは到底言えません。
この I R の経済効果やリゾート開発の検証も極めて不十分です。

私たちが大事にしていきたいのは、この地方創生の真の実現のためには、
統合型リゾートの誘致よりも、地域の自然、歴史や文化、農林水産業など、
私たちの内側にある地域資源をしっかりと生かしていくことだと確信してい
ます。

そのような意味でも、国民への説明責任を十分に果たしたとは言いがたい
この法案については慎重に審議をするべきだというふうに考えますので、本
意見書案への賛成を表明して討論いたします。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（中村進一） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（中村進一） これより採決に入ります。

意見書案第18号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村進一） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決
されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（中村進一） お諮りいたします。明8日から20日までは委員会の付託
議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村進一） 御異議なしと認め、明8日から20日までは委員会の付託
議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

12月21日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（中村進一） 本日はこれをもって散会いたします。
午後9時7分散会